

第 26 号議案

豊後大野市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

豊後大野市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 6 年 2 月 27 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市病院事業の設置等に関する条例（平成17年豊後大野市条例第240号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。